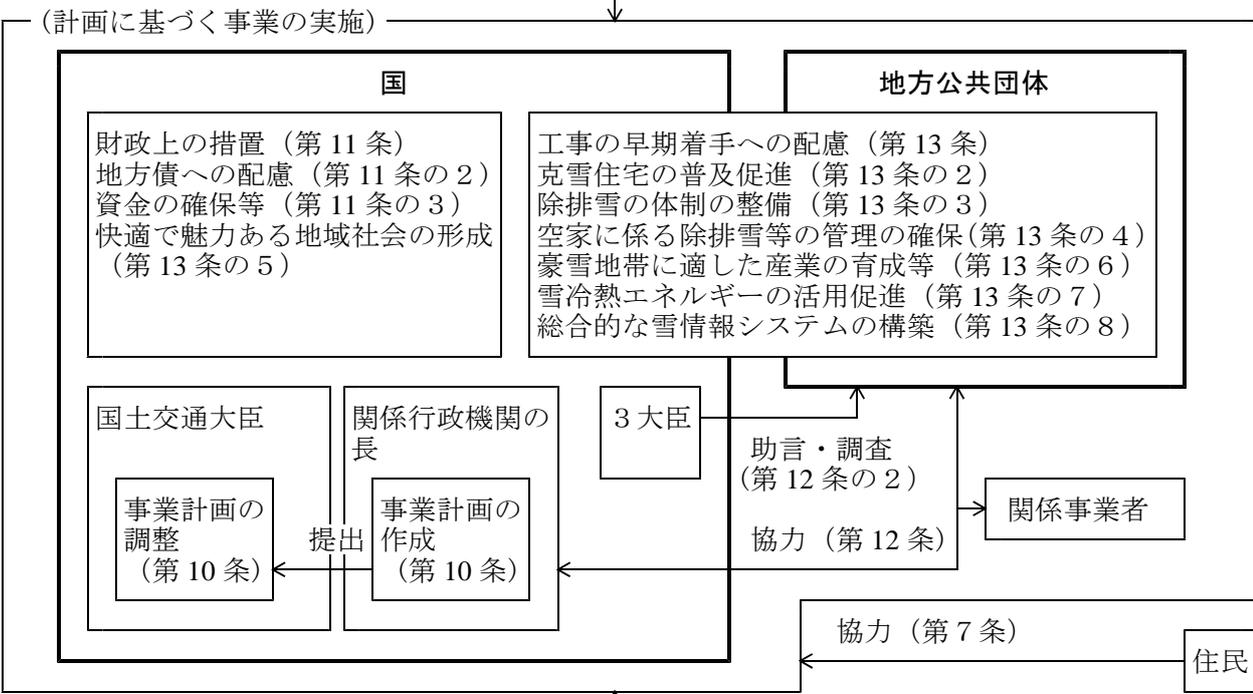
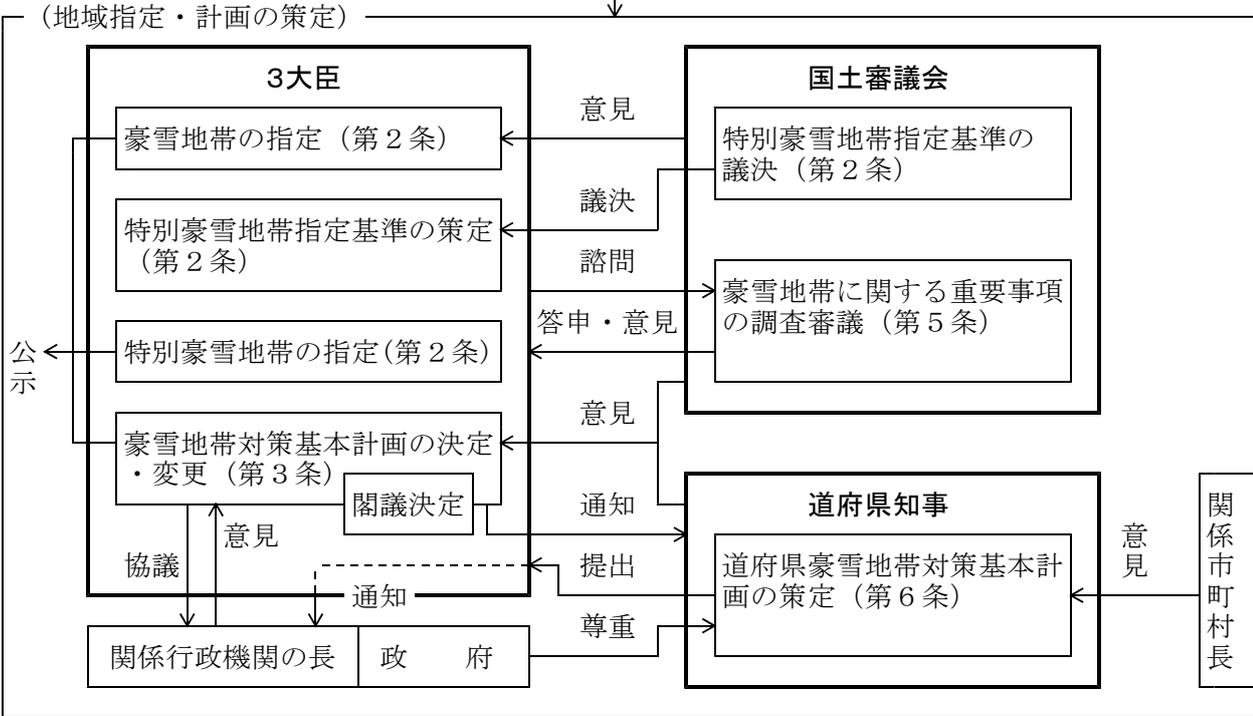


豪雪地帯対策特別措置法の仕組み

(目的)  
 積雪の度が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること（第1条）

※3大臣は国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣を指す



(特別豪雪地帯に対する特例規定)

国土交通大臣が指定する基幹的市町村道の道府県代行制度（第14条）  
 公立小・中学校等の分校の校舎等の負担割合等のかさ上げ（第15条）